

新型コロナウイルス感染症に係る授業欠席の取扱いについて

1. 新型コロナウイルス感染症に係り授業を欠席した場合は、「学生の授業欠席の取り扱いについて（重要通知）」の記6（学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合の取り扱い）の規定により、次のとおり「公欠」の取扱いとなります。

① 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

医療機関等においてPCR検査で「陽性」と判定されるなど、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、治癒するまで「出席停止」とし、その間の授業について「公欠」の取扱いとします。

② 「濃厚接触者」または「濃厚接触の疑いがある者」として通知された場合

保健所等により新型コロナウイルス感染者の「濃厚接触者」または「濃厚接触の疑いがある者」として通知され、保健所等から自宅待機を要請された場合は、その間の授業について「公欠」の取扱いとします。

③ 大学から自宅待機を要請された場合

感染の疑いがある者と接触があった者として、大学から自宅待機を要請された場合は、自宅待機を解除されるまでの間の授業について「公欠」の取扱いとします。

④ 風邪の症状や強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合（自宅療養）

咳や発熱等の風邪の症状がある場合は、本学のコロナ対応専用メールに連絡の上、症状が緩和するまで自宅療養とし、その間の授業について「公欠」の取扱いとします。

自宅待機または自宅療養の際には、あらかじめ本学のコロナ対応専用メールに連絡の上、1日2回朝夜に体温を測定して「健康記録表」に症状を記録してください。症状が改善し、登校可能となった場合は、健康科学センターを受診して「健康記録表」に健康科学センターの認印をもらってください。

※ 学生支援課等への連絡方法や「健康記録表」については公式HPをご覧ください。

「体調不良に伴う欠席等における大学への連絡・届け出について」

https://www.fukuoka-edu.ac.jp/files/bgeditor/other/0511jyuyou_taityouthuryoutodokede_2.pdf

⑤ 新型コロナウイルスワクチンを接種する場合

新型コロナウイルスワクチン接種のためやむを得ず授業を欠席する場合は、「公欠」の取扱いとします。

⑥ 新型コロナウイルスワクチン接種の副反応による発熱等の症状がある場合

新型コロナウイルスワクチンの接種日以降に副反応による発熱等の症状があり、授業出席が難しい場合は、症状が改善し登校可能となるまでの間の授業について「公欠」の取扱いとします。この際には、副反応が生じた日から「健康記録表」に症状を記録してください。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る授業欠席の「公欠」の手続きとして、「欠席届」と「欠席事由を証明する書類」の提出が必要となります。①から④の各状況が発生した際には、本学コロナ対応専用メールに連絡の上、出席停止等の期間が終了後すみやかに、次の表に掲げる書類を教育支援課の確認を受けた上で、授業担当者に提出してください。⑤及び⑥の場合は、コロナ対応専用メールへの連絡は必要ありません。

状況別	出席停止等の期間	手続き提出書類
①新型コロナウイルス感染による出席停止	治癒したと診断された日まで	・欠席届 ・医療機関等による感染が証明できる書類
②「濃厚接触者」等として通知されたことによる自宅待機	保健所等から自宅待機を要請された期間	・欠席届 ・保健所等による自宅待機要請が証明できる書類または「健康記録表」（健康科学センターの認印のあるもの）
③大学からの要請により自宅待機	大学から自宅待機を要請された期間	・欠席届 ・「健康記録表」（健康科学センターの認印のあるもの）
④風邪等の症状による自宅療養（自己申告）	風邪等の症状が緩和されるまでの期間	・欠席届 ・「健康記録表」（健康科学センターの認印のあるもの）
⑤新型コロナウイルスワクチン接種のため	ワクチン接種の当日	・欠席届 ・ワクチン接種の日程が確認できる書類等
⑥新型コロナウイルスワクチン接種の副反応による体調不良	発熱等副反応の症状が緩和されるまでの期間	・欠席届 ・ワクチン接種の日程が確認できる書類等 ・「健康記録表」

3. 新型コロナウイルス感染症に係り「公欠」として取り扱う授業等については、学生の不利益とならないよう、授業担当者によりレポート・追試験等の代替措置を講じるなど最大限の配慮を行います。

【問い合わせ先：教育支援課修学支援担当 0940-35-1229, 1331】